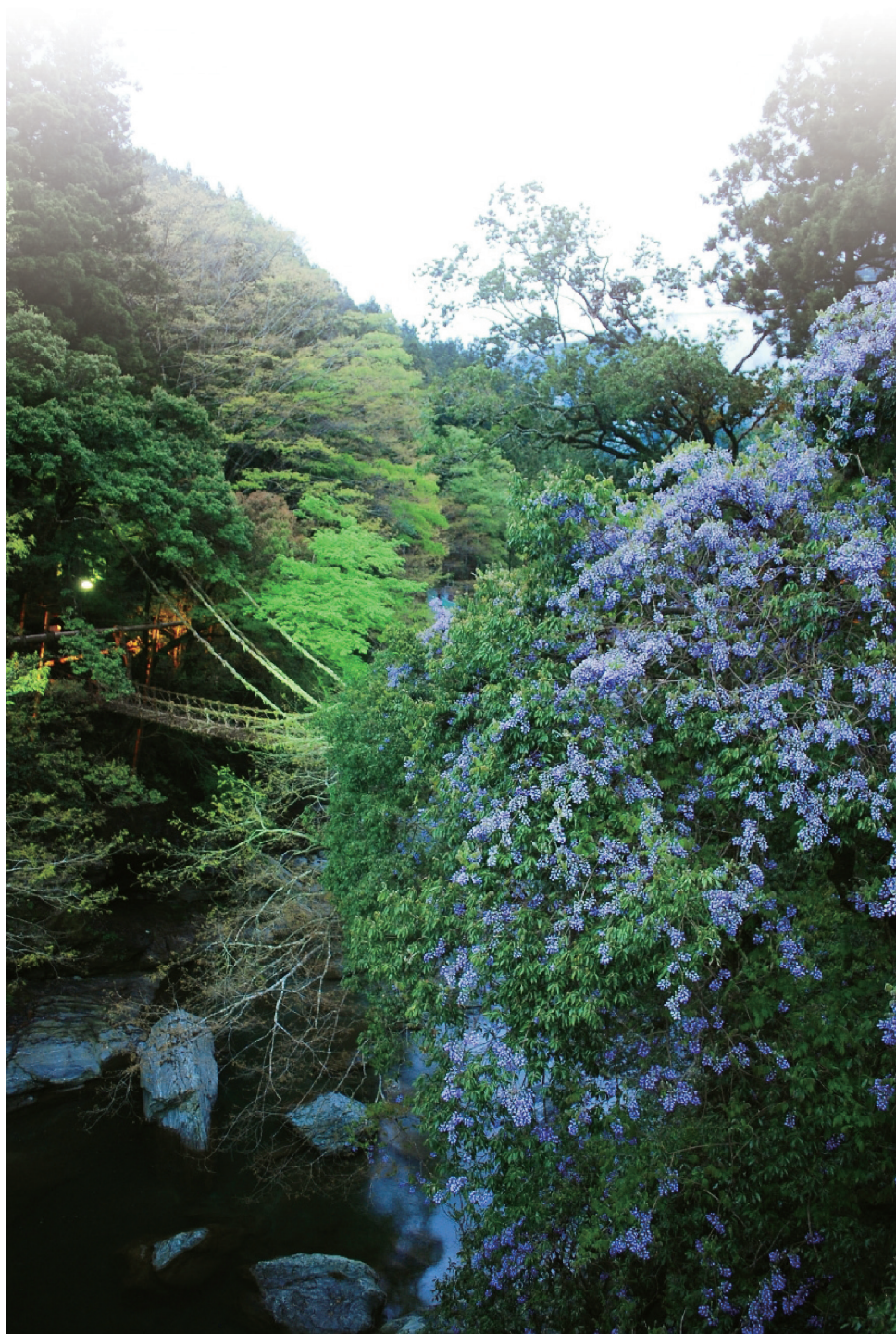


三好市景観計画

ダイジェスト版



平成25年3月

三好市の景観は、先人たちが長きにわたって培ってきた歴史・文化や営みの積み重ねによって生まれてきたものであり、三好市の宝(日本の原風景)として、私たちの心に安らぎを与えてくれています。私たちは、このふるさとへの愛着と誇りを持ってこれらの景観を守り、慈しみ、育み、そして、それらを活かして後世へ引き継いでいく責任と義務があります。三好市景観計画では、三好市全域を景観計画区域とし、五つのゾーンに分け、それぞれに景観形成方針および景観形成基準を定めています。事業者や市民の皆様には、計画に沿った景観形成にご協力をお願いします。

※三好市の景観行政のあゆみ

平成18年3月	景観行政団体となる。
平成22年3、8、10月	三好市景観ワークショップの開催
平成22年12月	景観からの三好市地域づくりシンポジウムの開催
平成23年3月	三好市景観計画の策定
平成24年4月	三好市景観条例施行

目 次

1 良好な景観を形成するための基本的な考え方	1・2
2 景観計画区域	3・4・5
3 ゾーンごとの景観形成方針・色彩基準	
① 自然景観ゾーン	6
② 集落景観ゾーン	7
③ 市街地景観ゾーン	8
④ 歴史的風致ゾーンⅠ	9
⑤ 歴史的風致ゾーンⅡ	10
4 色彩基準(マンセルシステム)	11
5 三好市への届出が必要となる行為	12
6 よくある質問	13

※色彩基準は、マンセルシステム(色彩の定規)を用い、建築物の外壁と屋根の基調(ベース)とする色の許容範囲(推奨値)を定めています。工作物については、その形状及び箇所により屋根に相当するもの及び外壁に相当するものとして準用します。

1 良好な景観を形成するための基本的な考え方

基本目標

三好市の景観の目標像(景観づくりのあり方)実現における道しるべを、4つの基本目標として、以下のとおり掲げます。

基本目標 1

豊かな自然と共生した “『自然』好し、『見』好し”の景観づくり

剣山や三嶺、天狗塚、市の中央部を流れる吉野川、その流れによりつくられた大歩危・小歩危の渓谷のほか、黒沢湿原、塩塚高原などの豊かな自然に恵まれた三好市は、その自然に育まれた様々な歴史・文化(農山村の景観、斜面地の集落、水にまつわる歴史文化、お祭りなど)が、景観的な特徴の一つともなっています。この恵まれた自然の保全や、自然と共生した生活の継承のため、“『自然』好し、『見』好し”の景観づくりをめざします。



峡谷が生み出す自然豊かな景観(小歩危)

基本目標 2

日常の暮らしの中で豊かなコミュニティやその担い手、もてなしの心を育む“『人』好し、『見』好し”の景観づくり

地域の景観は、それぞれの地域に暮らす人たちの日常の生活の中からつくられていくものです。そうした積み重ねの中でコミュニティが形成され、長い時間をかけて独自の歴史・文化が育まれます。その一方で、私たちのまちでは少子高齢化の進展や農業・林業等の担い手不足が深刻な課題となっています。

そのため、地域の歴史文化を尊重し、農山村の重要性について今一度考え、日々の取組みの中で地域のコミュニティを育みながら、美しい景観を維持、向上させる取組みを、その担い手の育成を含め推進します。こうしてもてなしの心を育成するため、“『人』好し、『見』好し”の景観づくりをめざします。



豊かな風情ある農村景観
(下影の棚田)



暮らしの中で守り続けられる景観
(喜多家)

関係者が協働し、みんなが主役となって取り組む“『人』好し”の景観づくり

良好な景観づくりにあたっては、それぞれの関係者がそれぞれの役割の中で取り組みを進めていくことが、市全体としての大きな推進力となります。

そこで、さまざまな関係者が、それぞれ主体的意識を持って、自分にできる景観づくりを楽しく積極的に進められるような仕組み、また、みんなが力を合わせながら効果的な景観づくりを進められるような仕組みをつくっていきます。そうして、三好市を深く想い、愛着や誇りが高まるとともに、みんなが景観づくりの主役となる、“『人』好し”の景観づくりをめざします。



奥祖谷二重かずら橋架け替えの様子



大歩危の鯉のぼり渡し

再発見した地域の個性を伸ばし、三好市の一体感を高め、交流を促す
“『自然』好し、『人』好し、『見』好し”の景観づくり

広範に広がる三好市域においては、各地に存在する魅力的で個性的な景観にさらに磨きをかけていくことにより互いの個性を高め合っていくことが重要です。

そこで、まず自分たちの住む地域の良さを再発見するとともに、地域を結びつなげる交流軸の景観をととのえることにより、相互の交流、連携、回遊の活発化を促し、市全体の一体感を高めるため、“『自然』好し、『人』好し、『見』好し”の景観づくりをめざします。



各地域をつなぐ吉野川



各地域をつなぐ道路(国道32号)

2 景観計画区域

景観計画区域の指定

三好市の景観特性などを踏まえ、景観計画の区域(景観計画区域)を定めます。

三好市の景観を特徴づける自然環境や観光交流資源などは市内の各地域に存在していますが、良好な景観づくりのためにはこれらを一体的に捉え、戦略的に取り組む必要があります。こうした観点から見ると、各地域をつなぐ河川は、大勢が目にする風景として、また特に大歩危・小歩危などの景勝地では眺望としても重要な位置付けにあります。このような河川や河川沿いの道路は、軸方向(流域軸／進行方向軸)にまとまったものとして強く認識されるという点で、三好市の景観づくりにおいて重要な対象です。

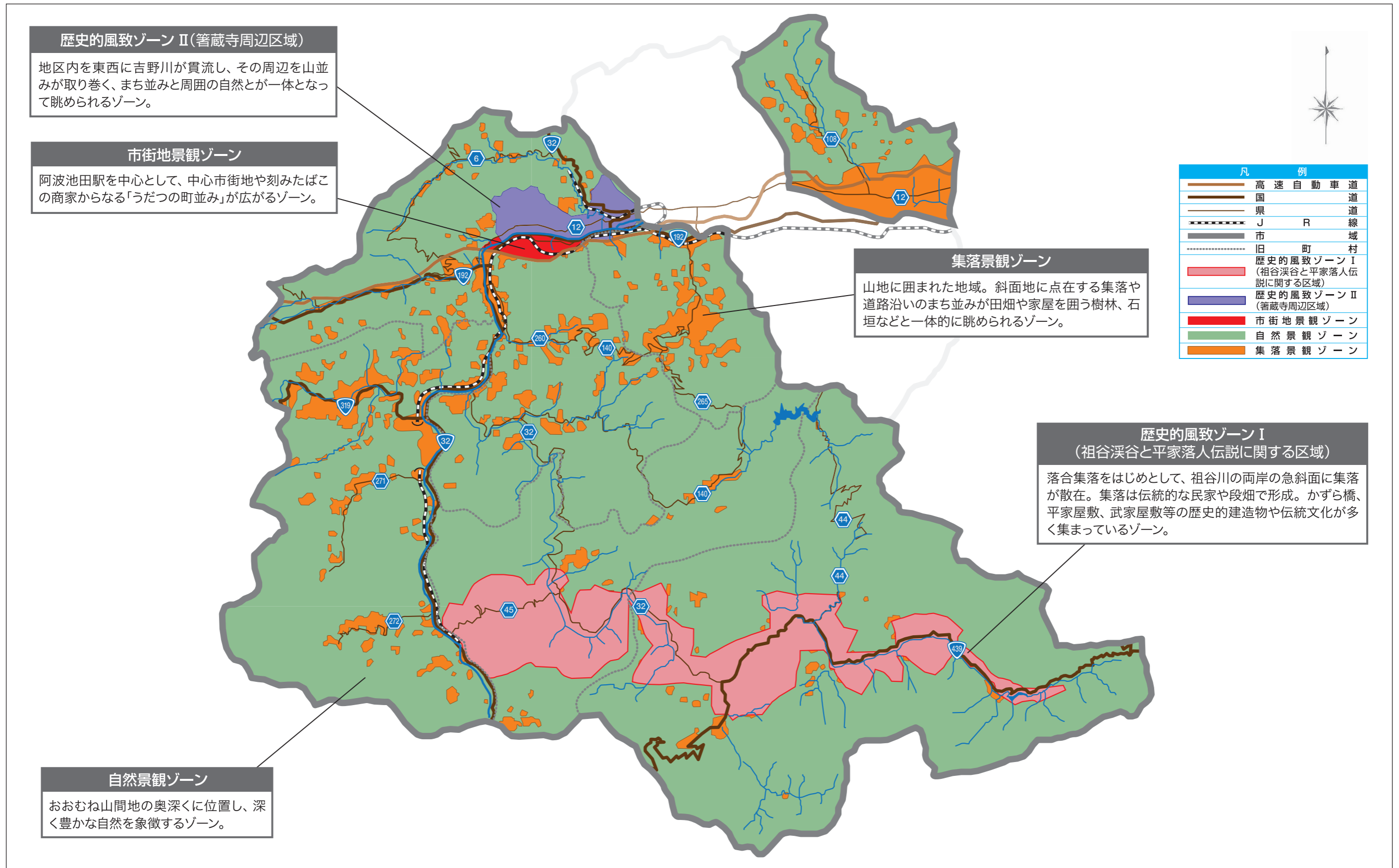
特に、吉野川や祖谷川のような市内の河川は、市民の皆さんにご協力いただいたアンケートの結果をみると、かつては水に直接ふれられ身近に感じられていましたが、最近では、廃棄物の不法投棄や川辺の雑草、生活排水の流入などにより、水の清らかさや流量が変わってしまったと認識されているようです。しかし、河川は今なお生活の一部であり、特に風景として常に身近にある大事なものであるため、今後も守り、育ててゆくための展開と改善が必要です。これらを踏まえて景観づくりを進めます。その上で、河川に沿って走る市内の主要な道路もまた同様、細やかに、かつ一体的な配慮の下で景観づくりを進めます。

このようなことから、今後良好な景観づくりを進めていく上では、市全域を一体として捉えるとともに、みんなで一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。

三好市全域を、景観計画区域として定めます。

●景観計画区域の区分(全体図)

三好市景観計画では、三好市全域を景観計画区域とし、五つのゾーンに分け、それぞれに景観形成方針および景観形成基準を定めています。
ゾーンの境界の詳細等は、三好市企画調整課までお問い合わせください。



3 ゾーンごとの景観形成方針・色彩基準

① 自然景観ゾーン（全体図のみどり色の部分）

■ 景観特性

- ・ 三好市の大部分を占める深く豊かな自然を象徴するゾーンです。
- ・ ゾーン内には、剣山国定公園、箸蔵県立自然公園、風致保安林、四国遍路道、自然環境保全地区に指定されている箇所のほか、大歩危・小歩危として知られる名勝等もあります。

■ めざすべき景観のすがた

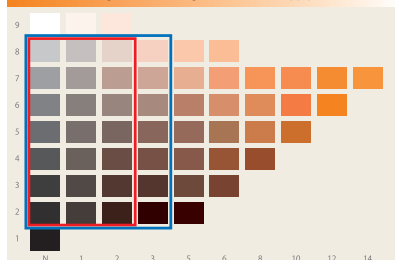
- ・ 深く豊かな自然(山林や溪谷、河川)が一体的に健全に守られ、育てられるとともに、他のゾーンにおける背景としての山並みが変わらず今のままであり続けることをめざします。

■ 景観形成の方針

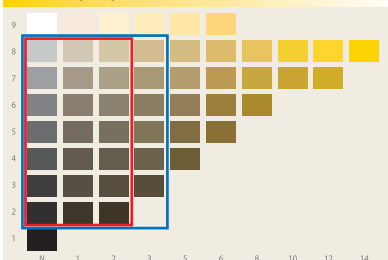
- ・ 季節的な変化に富んだ、自然豊かな森林景観の保全と育成を図ります。
- ・ 谷あいの見え隠れする連続的な景観変化を印象的に体験できる場所や施設の創出を図ります。
- ・ 景観を阻害する大規模構造物については、周囲の緑化などにより景観の保全に努めます。

自然景観ゾーンの色彩基準

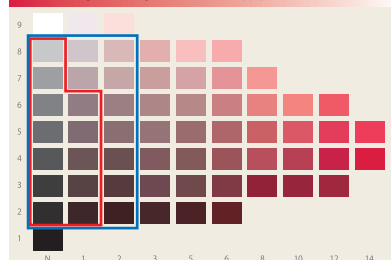
■ YR(きあか)系の色相



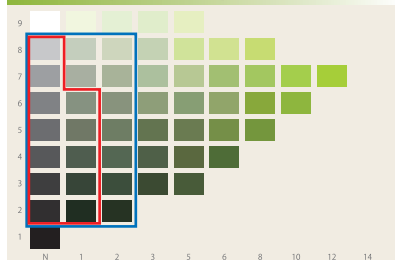
■ Y(き)系の色相



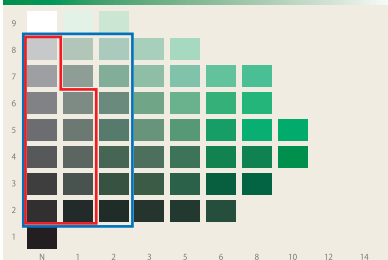
■ R(あか)系の色相



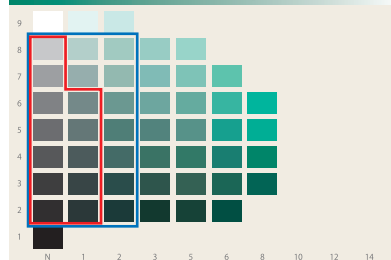
■ GY(きみどり)系の色相



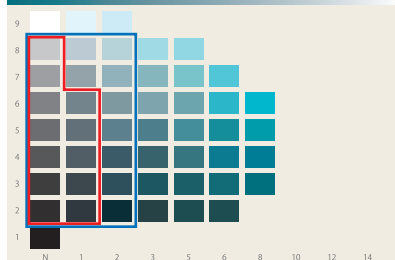
■ G(みどり)系の色相



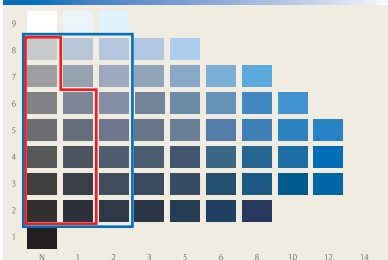
■ BG(あおみどり)系の色相



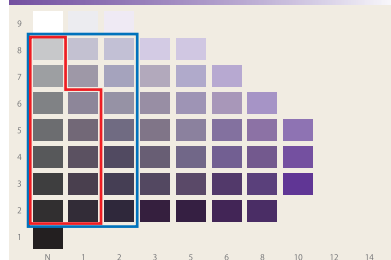
■ B(あお)系の色相



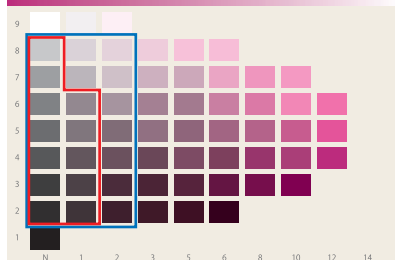
■ PB(あおむらさき)系の色相



■ P(むらさき)系の色相



■ RP(あかむらさき)系の色相



□ : 屋根基調色の許容範囲

□ : 外壁基調色の許容範囲

※いずれも横軸が彩度、縦軸が明度を表します。

② 集落景観ゾーン（全体図のオレンジ色の部分）

■ 景観特性

- ・ 周囲を自然に囲まれた地域であり、斜面地に点在する集落や道路沿いのまち並みが田畑や家屋を囲う樹林、石垣などと一体的に眺められるゾーンです。
- ・ 傾斜を活かした農業が営まれ、先人たちの生活の知恵と工夫の結晶が周囲の自然と美しく調和しています。
- ・ ゾーンは、農業振興地域に指定されている箇所もあります。

■ めざすべき景観のすがた

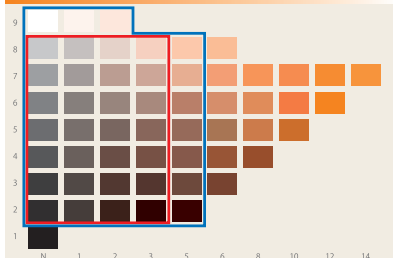
- ・ 起伏に富んだ地形の中で、農地、集落が共にあり、農林業を中心とした生活の姿が四季の変化を通じてより印象深く眺められ、長い年月を経た後も、大きく変わることなく一体的につながり続けることをめざします。

■ 景観形成の方針

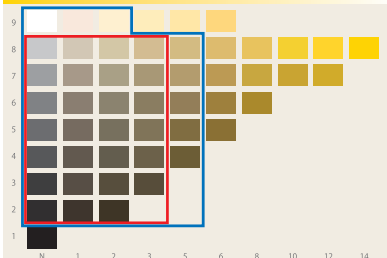
- ・ 周囲の景観の中で際立って見えないように明度、彩度を抑えます。
- ・ 集落の眺めを引き立て、周囲の自然景観が一体的に眺められる農林業景観を、美しい景観として整えます。
- ・ 景観を阻害する大規模構造物については、周囲の緑化などによる修景を、また建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観を阻害することのないよう配慮した設置を行います。

集落景観ゾーンの色彩基準

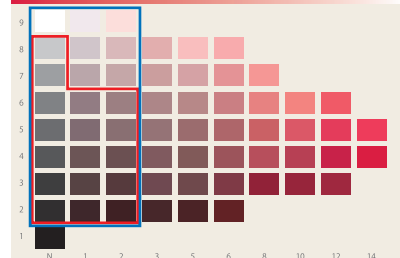
■ YR(きあか)系の色相



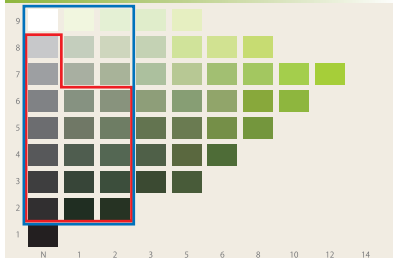
■ Y(き)系の色相



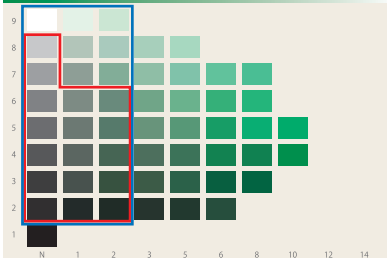
■ R(あか)系の色相



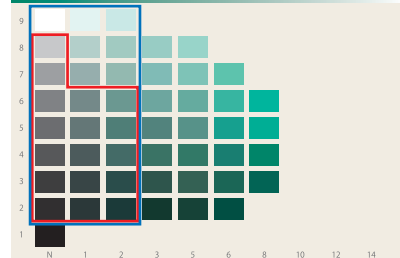
■ GY(きみどり)系の色相



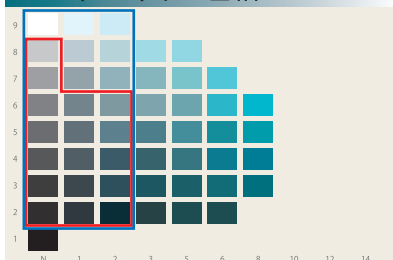
■ G(みどり)系の色相



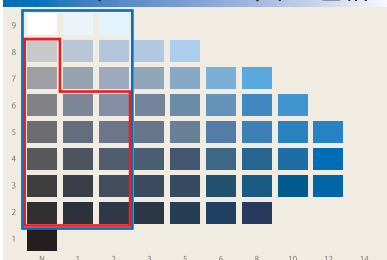
■ BG(あおみどり)系の色相



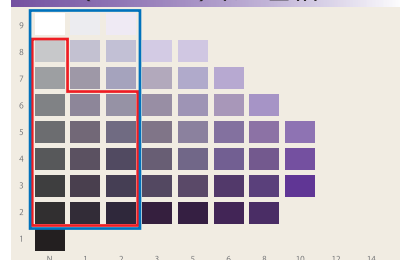
■ B(あお)系の色相



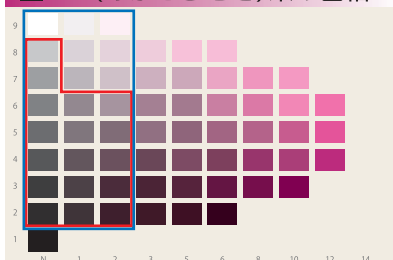
■ PB(あおむらさき)系の色相



■ P(むらさき)系の色相



■ RP(あかむらさき)系の色相



□ : 屋根基調色の許容範囲

□ : 外壁基調色の許容範囲

※いずれも横軸が彩度、縦軸が明度を表します。

③ 市街地景観ゾーン（全体図の赤色の部分）

■ 景観特性

- ・ 阿波池田駅を中心として、中心市街地や歴史的なまち並みが広がる市街地ゾーンです。
- ・ 周囲に連なる山並みを背景として、さまざまな建築物や工作物が密に立ち並んでいるのが眺められます。
- ・ 古くから交通の要衝として、刻みたばこの商家等からなる「うだつの町並み」が、今なお連なるゾーンです。
- ・ ゾーンの大部分は、都市計画区域および歴史的風致維持向上計画の重点区域(箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域)に指定されています。

■ めざすべき景観のすがた

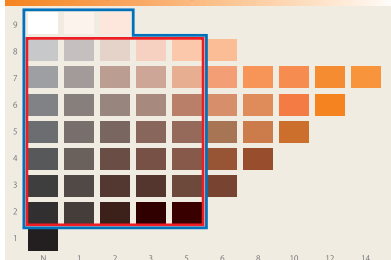
- ・ 市街地としての賑わいを有しながら、歴史的な建造物など古きものとのまとまり、また、周囲をとりまく豊かな自然とのまとまりが、おさまりよくつながり続けることをめざします。

■ 景観形成の方針

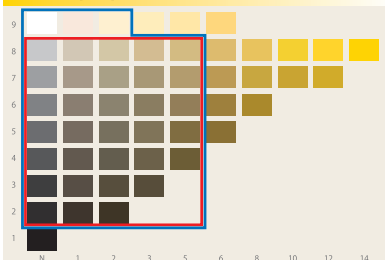
- ・ 市街地の周囲をとりまく山並みへの眺望を引き立てる市街地の景観の維持と向上を図ります。
- ・ 周囲の景観の中で際立って見えないように明度、彩度を抑えます。
- ・ 伝統的なうだつのまち並み景観の継承を図るため、周辺の建築物または工作物の建築・修繕・色彩変更等においては、十分に配慮するものとしします。

市街地景観ゾーンの色彩基準

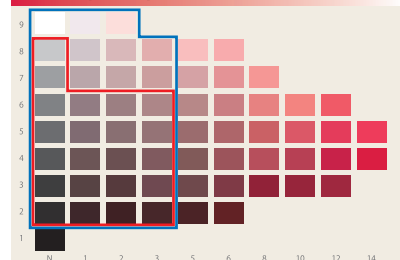
■ YR(きあか)系の色相



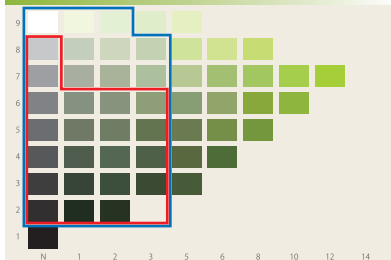
■ Y(き)系の色相



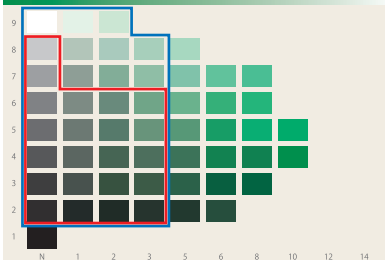
■ R(あか)系の色相



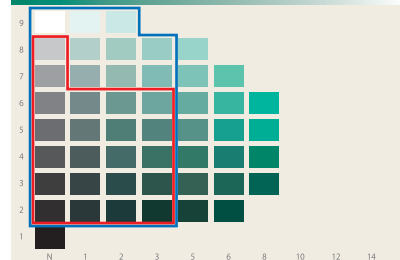
■ GY(きみどり)系の色相



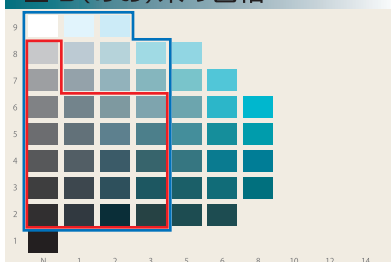
■ G(みどり)系の色相



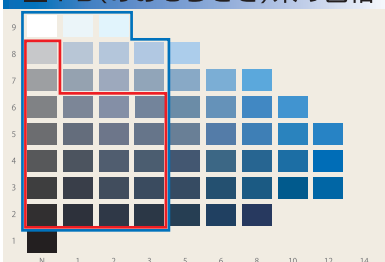
■ BG(あおみどり)系の色相



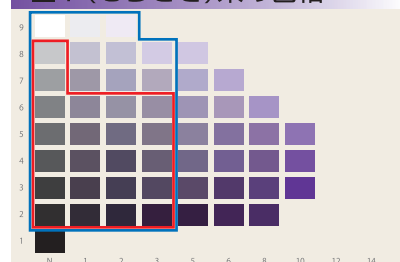
■ B(あお)系の色相



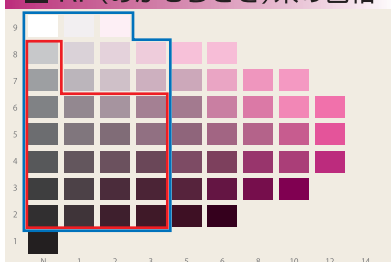
■ PB(あおむらさき)系の色相



■ P(むらさき)系の色相



■ RP(あかむらさき)系の色相



□ : 屋根基調色の許容範囲

□ : 外壁基調色の許容範囲

※いずれも横軸が彩度、縦軸が明度を表します。

④ 歴史的風致ゾーン I (全体図のピンク色の部分)

■ 景観特性

- ・ 剣山系の高山と祖谷川がなす祖谷溪谷が、奥深く豊かな自然を擁するゾーンです。
- ・ 落合集落をはじめとして、祖谷街道沿いを流れる祖谷川の兩岸の急斜面に集落が散在しています。集落は伝統的な民家や段畑で形成されており、その周りには、奥祖谷二重かずら橋、平家屋敷・武家屋敷等の歴史的建造物や伝統文化が多く集まっています。
- ・ ゾーンは、歴史的風致維持向上計画の重点区域(祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域)に指定されており、その一部は、重要伝統的建造物群保存地区(落合地区)に選定されています。

■ めざすべき景観のすがた

- ・ 斜面地集落のある落合地区を中心として、多くの歴史的・文化的な資源を有しているが、それらが周囲の豊かな自然と共に人々の生業も含めて、まとまりをもってつながり続けることをめざします。

■ 景観形成の方針

- ・ 斜面地における集落景観の継承を図るため、地区内における建築物または工作物の建築・修繕・色彩変更等においては、十分に配慮するものとします。
- ・ 歴史的建造物だけではなく、先人たちの暮らしを支えてきた周囲の農地等についても美しい景観として整えます。
- ・ 来訪者をもてなすための工夫をこらします。

歴史的風致ゾーン I (祖谷溪谷と平家落人伝説に関する区域)の色彩基準



⑤ 歴史的風致ゾーンⅡ（全体図のむらさき色の部分）

■ 景観特性

- ・ 地区内を東西に吉野川が貫流しその周囲を山並みがとりまく、まち並みと周囲の自然とが一体となって眺められます。
- ・ ゾーン(一部を除く。)は、歴史的風致維持向上計画の重点区域(箸蔵寺とうだつの町並み周辺区域)に指定されています。

■ めざすべき景観のすがた

- ・ 歴史的建造物とその周囲をとりまく自然、郷がつながり続けることをめざします。

■ 景観形成の方針

- ・ 歴史的建造物だけではなく、先人たちの暮らしを支えてきた周囲の農地等についても美しい景観として整えます。
- ・ 来訪者をもてなすための工夫をこらします。

歴史的風致ゾーンⅡ（箸蔵寺周辺区域）の色彩基準



4 色彩基準(マンセルシステム)

景観計画では、マンセルシステム(色彩の定規)を用い、建築物の外壁と屋根の基調(ベース)とする色の許容範囲(推奨値)を定めています。工作物については、その形状及び箇所により屋根に相当するもの及び外壁に相当するものとして準用します。

■色彩基準の尺度：マンセル値

「三好市景観計画」では、色彩を客観的に扱うため、日本工業規格(JIS)にも採用され国際的な尺度として普及している「マンセル値」を用いるものとします。

マンセル値は、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性により示すものです。

●色相(いろあい)

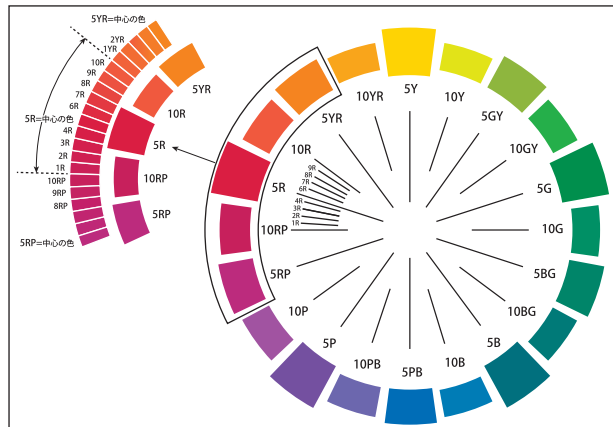
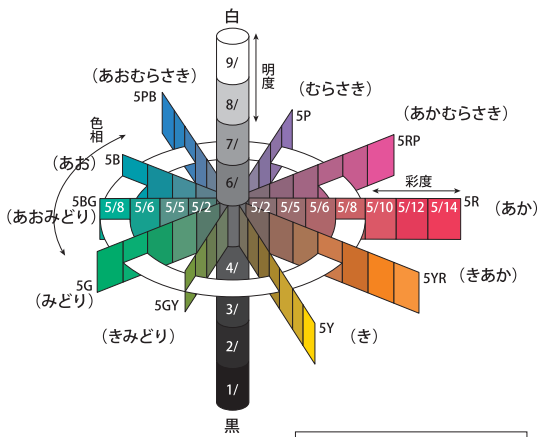
- ・ 10種類の基本色(R:あか、YR:きあか、Y:き、GY:きみどり、G:みどり、BG:あおみどり、B:あお、PB:あおむらさき、P:むらさき、RP:あかむらさき)と、その度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記するものです。

●明度(あかるさ)

- ・ あかるさの度合いを0から10までの数値で表すものです。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

●彩度(あざやかさ)

- ・ あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表すものです。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は0となりますが、あざやかな色ほど数値が大きくなります。なお、無彩色については、色相は「N4.0」のようにニュートラルを示す「N」と明度とを組み合わせることで表記します。



10YR	6.5	2.0
色相=色合い 10フィアール	明度=明るさ 6.5	彩度=鮮やかさ 2.0
N	4.0	
無彩色 工文	明度=明るさ 4.0	

マンセル記号による色彩の表し方と読み方

※色相

(RやYRなどの10種類の基本色は、連続的につながっており【例：10R=0YR】、基本色の度合いを示す数字が5の原色や、原色とは異なる色合いのものまで、数字の違いにより細かく指定することが可能です)

(注) 木材や土壁、しっくい、自然石などの自然素材を用いたものは、基準に適合しない場合でも、良好な景観づくりに寄与するものとしてその使用を推奨します。また、特徴的な色づかいを含めて地域に親しまれているランドマークとなっている建築物等は、現況の色彩を尊重します。

5 三好市への届出が必要となる行為

三好市は、景観法に基づく届出制度を行っています。(景観法第16条)

これは、良好な景観の形成に影響を与える可能性のある行為をあらかじめ届け出ていただく制度です。一定規模以上の新築・改築等、建築物や工作物に対する行為および開発行為等(以下に挙げる行為)は、事前の届出が必要です。

三好市企画財政部企画調整課までお気軽にご相談ください。

(※ 景観法の規定により届け出を免除される場合があります。)

- ① 建築物に関すること
高さが13メートルを超える建築物又は延べ面積が500平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物に関すること(工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)
 - (1) 高さが6メートルを超える煙突(支枠及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突又は建築設備に該当するものを除く。)の建設等
 - (2) 高さが15メートルを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざおを除く。)の建設等
 - (3) 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの(屋外広告物に該当するものを除く。)の建設等
 - (4) 高さが8メートルを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するものの建設等
 - (5) 高さが2メートルを超える擁壁その他これに類するものの建設等
 - (6) 高さが2メートルを超える柵、垣、門、塀その他これらに類するもの(建築物に該当するものを除く。)の建設等
 - (7) 面積が1,000平方メートルを超える人工地盤その他これらに類するものの建設等
 - (8) 高さが13メートルを超える立体駐車場又は立体駐輪場(建築物に該当するものを除く。)の建設等
 - (9) 高さが15メートルを超えるゴルフ練習場その他これに類するもの(建築物に該当するものを除く。)の建設等
 - (10) 高さが4メートルを超える電話中継局として設置する電波塔その他これに類する施設の建設等
- ③ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に関すること。
面積が1,000平方メートルを超え、又は、法面・擁壁の高さが2メートルを超える都市計画法第4条第12項に規定する開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ④ 木竹の植栽又は伐採に関すること。
高さが10メートルを超える木竹の植栽又は伐採(高さが10メートル以下の木竹の植栽又は伐採でも面積が1,000平方メートルを超える場合は届出が必要) ※法定による免除規定があります。
- ⑤ 水面の埋立て又は干拓に関すること。
面積が1,000平方メートルを超え、又は、法面又は擁壁の高さが2メートルを超える水面の埋立て又は干拓
- ⑥ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に関すること
高さが1.5メートルを超え、又は、集積・貯蔵のための土地の面積が1,000平方メートルを超える屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(堆積期間が90日を超えない場合は不要)

6 よくある質問

Q 今、住んでいる家の色が、景観計画の色彩基準に合っていない場合は、すぐに塗り替えなければならないのですか。

A 今すぐに色彩を変更する必要はありません。修繕などを行うときに併せて変更をお願いします。

Q 地図が小さいので、景観計画区域のどのゾーンに属しているのかわかりません。

A 三好市全域を景観計画区域に設定していますので、縮尺の大きい地図でなければゾーンの境界の詳細や小さな集落景観ゾーンの存在がわかりません。わからない場合はお手数ではございますが、三好市役所企画財政部企画調整課までお問い合わせください。早急にお調べして回答させていただきます。

Q 家を建てようとするときは必ず届出が必要ですか。

A 届出の対象となる家は、「高さが13メートルを超えるもの」または「延べ面積が500平方メートルを超えるもの」です。この基準に満たないものは届け出が不要です。

※ 延べ面積 建築物の各階の床面積を合計した面積。

Q 屋外広告物に関して三好市景観計画や三好市景観条例で規制されていますか。

A 屋外広告物の規制は、徳島県屋外広告物条例によることとなります。また、設置に当たっては、次の景観計画で定めた方針への配慮をお願いします。

(屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する方針)

1. 景観重要建造物および景観重要樹木への設置を、原則禁止します。なお、それらを紹介する案内板は、周囲の景観的特長をこわさないよう配慮したデザインのものとし、配置にも十分配慮します。
2. 形状は、周囲の景観(特に、背景としての山並みが形成するスカイラインなど)との調和に配慮し、必要最小限の規模にとどめます。
3. 色彩は、周囲の景観(特に、背景としての空や山並み、河川、農地など)との調和に配慮した上で、ゾーンごとに定めた色彩の基準の許容範囲内におさめることを基本とし、けばけばしい色彩の使用を避けるものとします。
4. 複数箇所の設置にあたっては、できるかぎり集約化を図ります。



三好市 企画財政部 企画調整課

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ 1500 番地 2

電話 0883-72-7607 ファックス 0883-72-7202

ホームページ <http://www.city-miyoshi.jp/>